

令和6年度 安平町臨時特別給付金のお知らせ

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい非課税世帯および均等割のみ課税世帯に対し、給付を実施します。

■給付対象者

基準日（令和6年6月3日）に、安平町の住民基本台帳に記録されている方で、令和5年度は課税世帯であったが、令和6年度は住民税が非課税となった世帯、または均等割のみ課税の世帯の方を対象としています。なお、上記要件に当てはまる子育て世帯（18歳以下の児童がいる世帯）には、追加で子育て世帯給付金が支給されます。

※令和5年度に実施された3万円給付金、7万円給付金、10万円給付金などの支給を受けた方は対象外です。対象となる世帯には7月上旬に確認書を送付予定です。

■給付額

給付対象世帯1世帯につき10万円。子育て世帯（18歳以下の児童がいる世帯）は、1人につき5万円が追加で支給されます。

※給付対象者が属する世帯の世帯主名義の口座へ振り込みます。

■申請方法

町から郵送される確認書へ必要事項を記入し、同封している返信用封筒にて郵送で提出してください。詳しい申請方法は申請書に同封しています。

■申請期限

7月上旬から10月末までの期間で申請を受け付ける予定です。

※申請期限が正式に決定次第、広報紙および町ホームページでお知らせします。

■支給時期

確認書の返送後、健康福祉課での受付日からおよそ1か月以内での支給を予定しています。決定後、健康福祉課より振込日を記載した決定通知をお送りします。

■DVなどを理由に避難している方へ

DVなどを理由に避難している方が本給付金の支給を受けるにあたり、事情により安平町に住民票を移すことができない方は、下記①～③のいずれかの要件に当てはまる場合、所定の申出書を提出し、本給付金の申請を行うことで、給付金を受け取ることができます。

【安平町に住民票を移さず、本給付金の申請を行うことができる要件】

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けている。
- ②婦人相談所の証明書などが発行されている。
- ③住民基本台帳の閲覧制限が「支援措置」対象となっている（DVなどを理由に避難している方の申請は確認書とは別の申請書が必要です。該当する方はお問い合わせください）。

■注意事項

- ・申請時期や支給時期は自治体によって異なります。
- ・この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。

※安平町や総務省などが、ATM（銀行、コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。また、町民の方の世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは絶対にありません。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 7071